

新型コロナウイルス感染症に対応した 児童福祉施設の手引き

令和3年9月

山鹿市教育委員会

この手引きは、市または法人・団体の児童福祉施設運営に当たり、参考となる対応を示したものです。各施設の現状と照らし合わせ、運営の参考としてください。

1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症に対し、山鹿市においては現在の感染状況を踏まえながら、そして「アフターコロナ」「ウィズコロナ」も見据えた長期的な対応が求められる。

そのような中でも、持続的に保護者の就労を支援していくためには、児童福祉施設は必要不可欠である。

よって、児童福祉施設においては、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら運営を継続していく必要がある。

(児童福祉法に基づき、0歳～18歳未満の者を総称して「児童」と記載しています。)

2 施設における感染及びその拡大を防ぐための留意点

- 来所(登園)時、退所(降園)時等、1日複数回、児童・職員の健康観察により体調を把握する。(健康観察表などを活用する)
- おやつ及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置や黙食等について指導する。
- 歯磨きについては、施設により現状が異なることから、中止を含め、時間帯をずらし実施するなど、柔軟に対応する。
- 児童同士の接触やトイレ等での密集をできる限り避けるよう指導する。
- 施設で体調不良になった児童が、我慢せずすぐ知らせることができるよう指導するとともに、児童が申し出やすい環境づくりを行う。
- 施設では必ずマスクを着用するように指導する。(乳幼児は状況に応じた対応が必要)
- 常に換気を行う。
- こまめに石けんで丁寧な手洗いを行い、必要時にはアルコール消毒を行う。
- 育成支援活動(保育活動)においては、感染症対策を講じても、なお感染のリスクが高い活動は行わない。
- 机や椅子等は、毎日必ず消毒する。(こまめな消毒が望ましい)

3 感染及びその拡大が生じた場合

- (1) 施設関係者(児童及び職員)の感染が特定され、または濃厚接触者がいる場合は、特定された施設関係者を自宅待機させたいえ、「症状」「発症日」「行動履歴」等を把握する。

- (2) 施設関係者に感染が特定され、感染拡大の恐れがあるときには施設関係者の全部または一部を自宅待機させる。原則として、閉所(休園)の有無にかかわらず、保護者に対し、メール等により感染者の発生や自宅待機、閉所(休園)の有無、プライバシーの配慮等について周知する。(当事者の同意は必ず取ったうえで)

自宅待機や閉所(休園)を行う際は、施設関係者の健康状態を把握し、感染しているかどうか不安がある者に対しては、速やかにかかりつけ医等に相談させ、その結果を施設へ報告させること。

- (3) (1)(2)の場合は、ただちに山鹿市子ども課に連絡し、引き続き続報を入れる。

※感染者は治癒するまで利用(出勤)停止となる。

※濃厚接触者が陰性の場合、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して概ね2週間の利用(出勤)停止となる。(保健所の指示による)

- (4) 濃厚接触者以外(例えば接触者等)であっても、施設関係者がPCR検査等を受検する場合は、山鹿市子ども課に報告すること。

- (5) 正確な情報を全保護者へ発信することで、施設内外における的確な感染防止対策を徹底するとともに、感染者や濃厚接触者に対する偏見や差別を防止する。

- (6) 感染者や濃厚接触者と特定された場合は、ただちに保護者から利用施設へ連絡するよう周知し、兄弟がいる場合は、関係施設へ連絡するよう併せて周知する。

4 閉所(休園)

- (1) 閉所(休園)措置の基準

児童や職員の感染が確認された場合には、閉所(休園)が必要かどうか保健所の助言を踏まえ、施設と子ども課で協議して判断する。(保育所等の場合は、県と市との協議後に判断)

感染経路、感染者の施設内での行動(活動)の履歴、接触者の状況、山鹿市内における感染拡大の状況等を確認・考慮し、閉所(休園)実施の有無、規模や期間について判断することになる。場合によっては、学級や学年単位(保育所等の場合はクラス)など必要な範囲になる。

- (2) 山鹿市一斉の閉所(休園)

保護者の就労支援の観点から基本的には行わない。ただし、熊本県や山鹿市の社会経済活動全体を停止するような場合(ロックダウン等)には実施する。

- (3) 閉所(休園)する場合

児童が自宅で一人になる場合も考えられるので、居場所づくりに配慮し、学校での受け入れを、子ども課を交え学校と協議する。

保育所等の場合は、可能な限り代替保育等の対応を関係者と協議する。

5 状況に応じた取り組み

例えば密を避けるための取り組みは、児童数が多くなるほど難しくなってくる。日頃の活動において、施設の規模や状況に応じ、学校との協力体制づくりや学校施設等を利用するなどの取り組みが必要である。

6 差別や偏見の防止

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見につながるような行為は、絶対にあってはならないことである。

児童には、新型コロナウイルス感染症に対する適切な知識をもとに、発達段階に応じた指導を行うなど、差別や偏見が生じないように十分配慮することが必要である。併せて、保護者や地域への啓発も機会あるごとに行う。

7 関係機関連絡先

山鹿市教育委員会教育部
子ども課
〒861-0592
山鹿市山鹿987-3
電話:0968-43-1514

熊本県山鹿保健所
〒861-0594
山鹿市山鹿1026-3
熊本県鹿本総合庁舎1階
電話:0968-44-4121

※ この手引きは、8 月末現在の情報をもとに作成したものです。今後、内容に追加や変更が生じた場合は、随時更新する予定です。

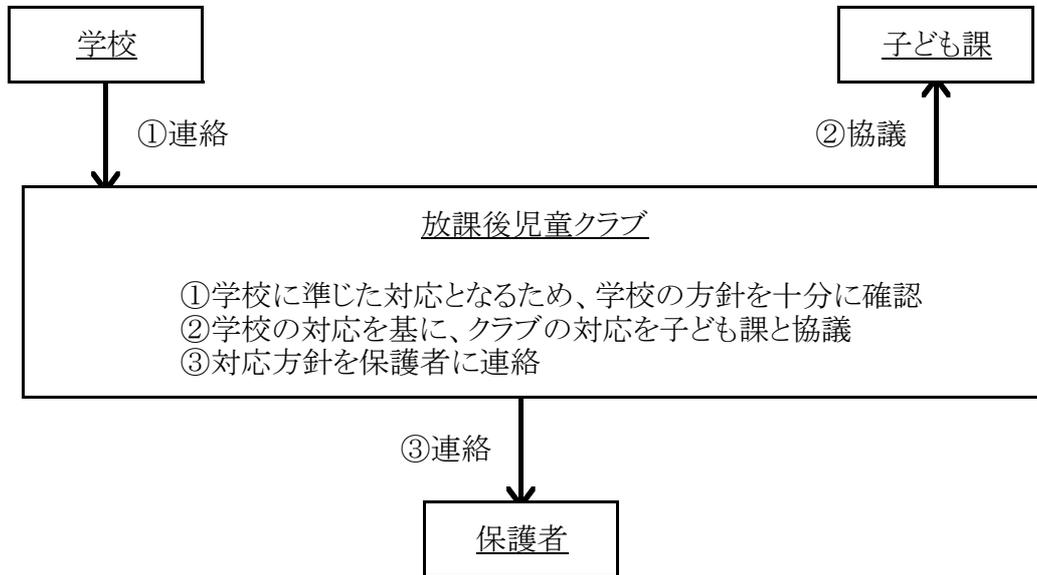
放課後児童クラブ

放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症の基本的な対応

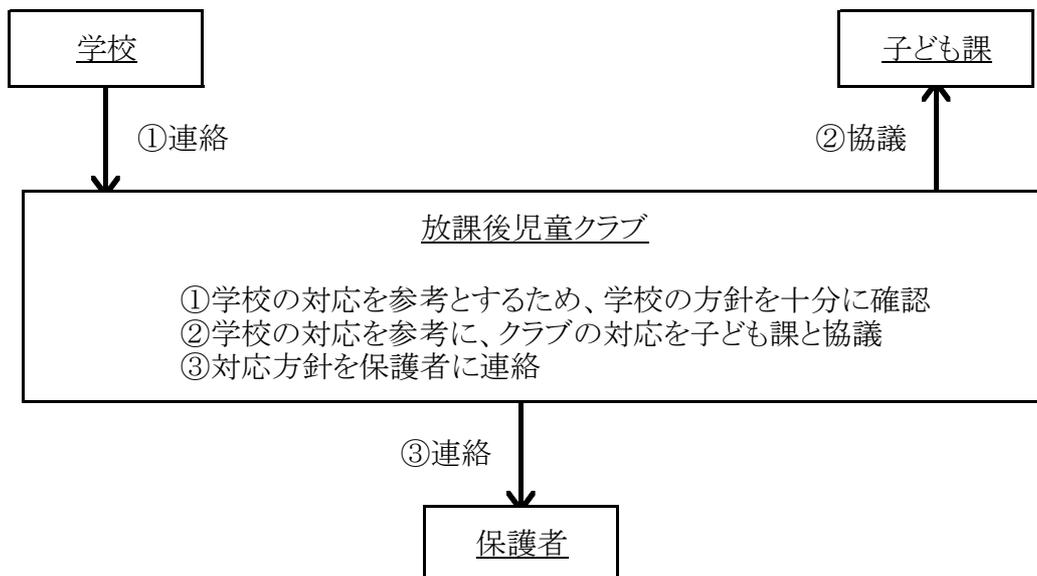
	感染状況	児童		職員
		学期中	長期休暇期間等	
児童・職員への対応	本人及び家族が発熱または風邪症状	学校の対応に準ずる	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医、医療機関に電話で相談、受診 ・かかりつけ医がない場合は発熱患者専用ダイヤルに相談（0570-096-567） ・受診後、クラブに報告および自宅待機（利用（出勤）停止） ・利用（出勤）再開は医師の指示に従うこと 	
	本人の家族が濃厚接触者と特定（本人には症状なし）		<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指示を仰ぐ（PCR検査等を受診、施設へ報告） ・保健所から自宅待機の指示がない場合は保護者の判断 	
	本人が濃厚接触者と特定		<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指示を仰ぐ（PCR検査等を受診、施設へ報告） ・結果が陰性、陽性にかかわらず、陽性者と接触した日から2週間の利用（出勤）停止 	
	本人が感染（陽性と特定）		<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指示を仰ぐ（PCR検査等を受診、施設へ報告） ・治癒するまで利用（出勤）停止 	
施設の対応	児童・職員の感染が特定され、濃厚接触者がいる	学校の対応に準ずる	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者を直ちに自宅待機させ、うえ、「症状」「発症日」「行動履歴」等を把握 ・保健所、医師、子ども課等と協議し、今後の動きについて確認、決定（施設の閉鎖及び消毒、本人の心のケア、保護者への通知等） 	
	児童・職員の感染が特定されたが、濃厚接触者がいない		<ul style="list-style-type: none"> ・保健所、医師、子ども課等と協議し、今後の動きについて確認、決定（施設の閉鎖及び消毒、本人の心のケア、保護者への通知等） ・安全確保をした中で、平常どおりの活動 	
	複数の児童・職員の感染が特定され、濃厚接触者が多数いる		<ul style="list-style-type: none"> ・保健所、医師、子ども課等と協議し、閉所の措置等今後の動きについて確認、決定（施設の閉鎖及び消毒、本人の心のケア、保護者への通知等） 	
	複数の施設で感染が判明		<ul style="list-style-type: none"> ・保健所、医師、子ども課等と協議し、閉所の措置等今後の動きについて確認、決定（施設の閉鎖及び消毒、本人の心のケア、保護者への通知等） 	

基本となる連絡体制フロー

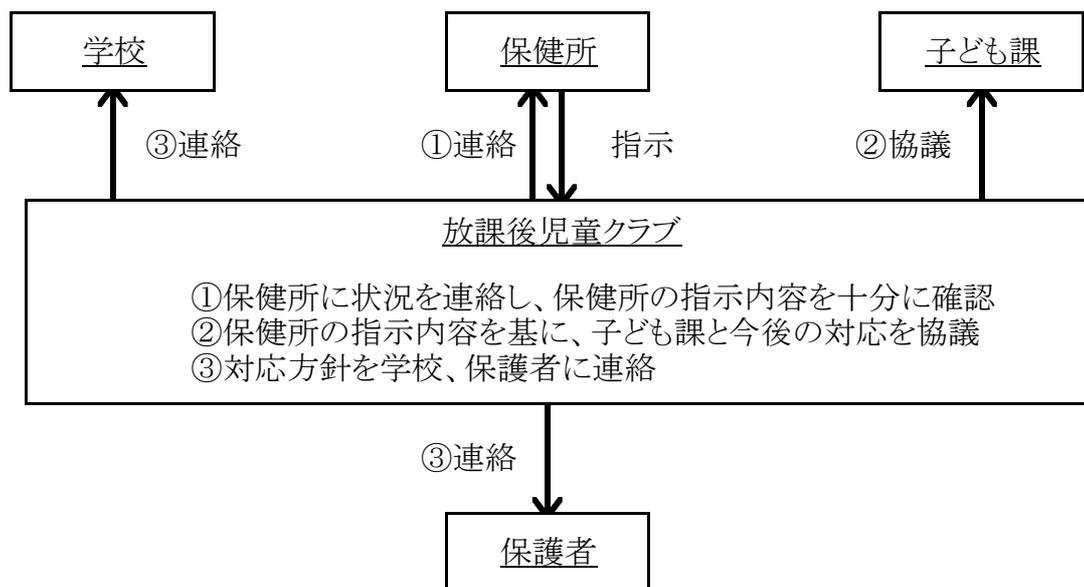
学校から放課後児童クラブ利用者の 感染者または濃厚接触者発生の場合



学校から放課後児童クラブ利用者でない 感染者または濃厚接触者発生の場合



放課後児童クラブが感染者または濃厚接触者を確認した場合





事務連絡
令和3年8月25日

各放課後学童保育
運営主体様

山鹿市教育委員会
子ども課長

まん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う新型コロナウイルス感染症
拡大防止の再徹底等について

盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応につきまして、ご協力を賜り
厚く御礼申し上げます。

さて、今月6日及び18日付けの事務連絡において、感染拡大防止に努めていた
だくよう通知したところですが、現在主流となっているデルタ株は感染力が非常に
強く、低年齢層の感染も増加しています。

各クラブにおいては、日頃より感染拡大防止策に努めていただいておりますが、よ
り一層ご注意いただき、下記及び別添資料のとおり感染拡大防止に努めていただき
ますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 これまでどおりの感染拡大防止策（手洗い・換気・マスクの着用等）を徹底し
て行ってください。
- 2 児童及び職員の健康状態（検温や症状等）を1日に数回確認してください。
- 3 児童及び職員は、体調不良時の通所・出勤を控え、速やかに医療機関を受診し
てください。
また、そのような状況が発生した際は、子ども課へ連絡してください。
- 4 職員は感染拡大地域への移動及び会食を自粛し、感染防止に努めてください。
- 5 活動場所の分散等、3密を避けた新しい性格様式の徹底に努めてください。

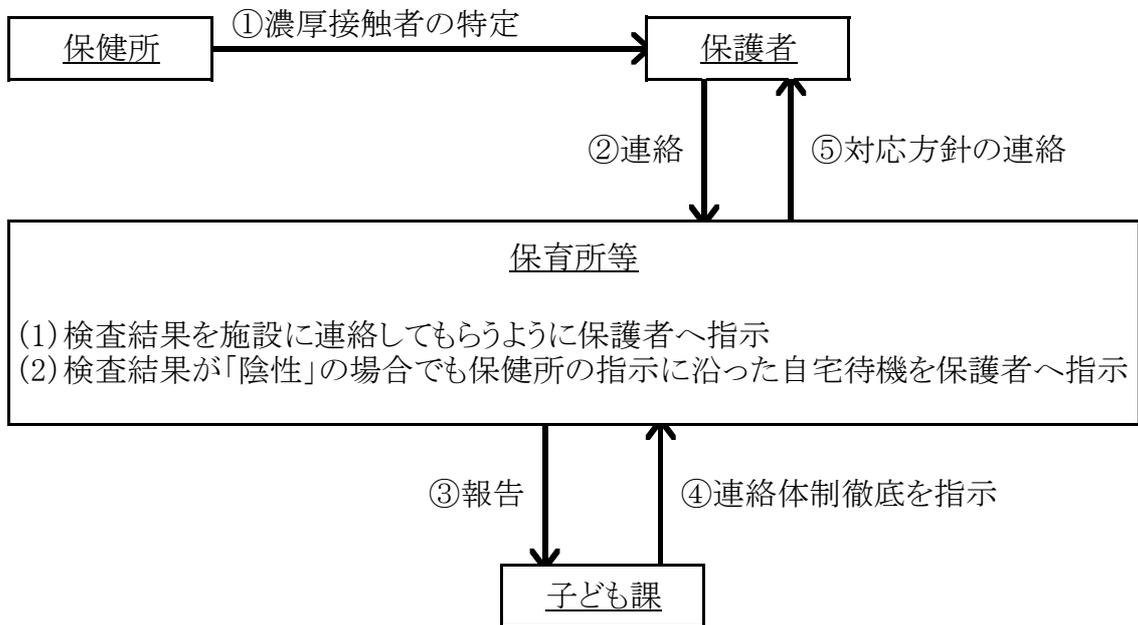
山鹿市教育委員会子ども課 子育て支援係 担当：永田・手嶋 TEL：(0968) 43-1514 FAX：(0968) 43-1218

保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育施設

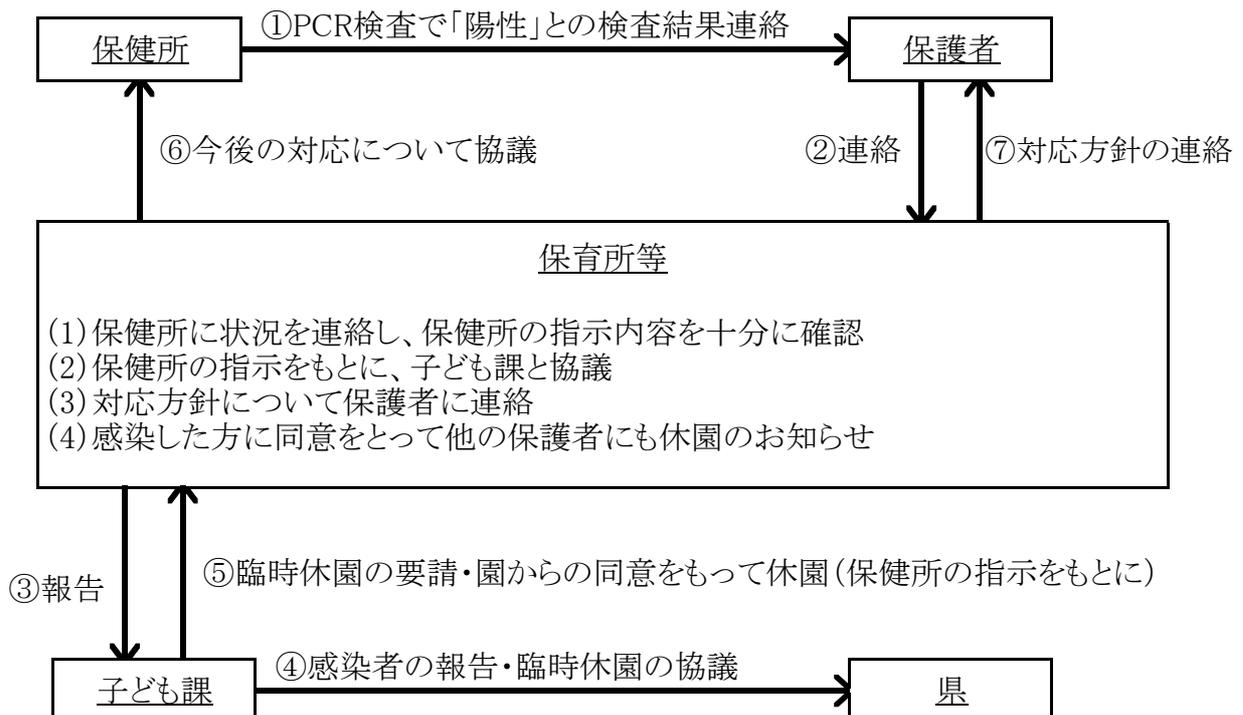
保育所等における新型コロナウイルス感染症の基本的な対応

対象者	PCR検査結果判明までの対応	結果	結果判明後の対応	
児童・職員 本人	【児童職員本人】 結果判明までの間、 自宅待機 【保育所等】 診断が確定するま では通常通り開所	陽性	本人	保健所等の指示に従い療養（治癒するまでの期間）
			保育所等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">臨時休園</div> ○原則、保健所の判断をもとに2～3日間（日曜、休日を含む） ○再開の時期は、施設の消毒作業、感染者・濃厚接触者の数や保育士の確保、地域の感染状況等を総合的に判断して決定
		陰性	本人	感染者と最後に接触をした日から起算して2週間程度は自宅待機（保健所の指示する期間）
			保育所等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">通常通り開所</div>
児童・職員 の 同居家族	家族の結果判明までの間、当該児童・職員にも登園自粛・自宅待機をお願いする（保健所からの制限はなし）	（同居家族）陽性	本人	同居家族の「陽性」に伴い、児童・職員本人を「濃厚接触者」として対応（上記内容の通り）
			保育所等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">通常通り開所</div> 登園自粛を要請する場合有り
		（同居家族）陰性	本人	普段どおり仕事や保育所等に行くことに制限なし。 ただし、家庭内での濃厚接触者との接触は可能な限り控え予防徹底すること。
			保育所等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">通常通り開所</div>

保育所等が濃厚接触者を確認した場合



保育所等が感染者を確認した場合





施設長 様

山鹿市教育委員会 子ども課長

山鹿市内新型コロナウイルス感染症発生にともなう児童への対応について(再通知)

このことについて、8月16付けで通知しているところですが、山鹿市内でも複数の感染が発生し、感染者も低年齢化の傾向にあるなど、さらなる感染防止対策が求められております。

つきましては、以下のことについて再確認していただき、貴所属職員及び保護者への適切かつ丁寧に周知をお願いします。

記

1 児童の登園に関すること

- ①児童および家族に発熱やかぜ症状がある場合は、かかりつけ医、医療機関に相談、受診のうえ、施設に報告及び登園を控えていただく。
- ②児童の家族が濃厚接触者と特定された場合は、保健所の指示に従い(PCR 検査等を受診)、施設に報告及び登園を控えていただく。
- ③園児が濃厚接触者と特定された場合は、保健所の指示に従いPCR 検査受診。結果が陽性、陰性にかかわらず、保健所が指定する日まで(おおむね2週間)の登園を控えていただく。
- ④園児が感染し、検査の結果が陽性と特定された場合は、保健所が指定する日まで(おおむね2週間)の登園を控えていただく。

2 基本的な感染対策の徹底

- ①症状がなくてもマスクを着用
- ②こまめな手洗い、手指消毒の徹底
- ③身体的距離の確保
- ④不要不急の外出自粛
- ⑤発熱時は自宅待機、すぐにかかりつけ医等に電話相談 など

3 差別をなくし、正しい理解を

- ①新型コロナウイルス感染症に対する誤解や偏見をなくす
- ②感染への不安や恐れから、感染された方への誹謗中傷をなくす
- ③SNS やインターネット上への悪質な書き込みをなくす

4 児童の送迎時等に、上記の点について保護者へ周知していくこと

担当 山鹿市教育委員会子ども課 保育幼稚園係 原口 電話 0968-43-1514 FAX 0968-43-1218
--

資 料

幼稚園・保育所・こども園**利用園児に感染者が発生した場合**

- ・園内に濃厚接触者がおり、その対象者が特定される間は休園（2～3日）
- ・対象者が特定された場合、対象外の利用を再開（家庭内保育協力をお願いあり）
- ・対象者（陽性、濃厚接触者）は、保健所が指示する間は登園停止（自宅待機等）

利用園児が濃厚接触者となった場合

- ・対象者が特定された場合、対象外の利用を再開（家庭内保育協力をお願いあり）
- ・対象者（濃厚接触者）は、保健所が指示する間は登園停止（自宅待機等）

利用園児の家族が濃厚接触者となった場合

- ・当該園児は利用自粛（自宅待機等）とし、検査対象者の結果に基づき登園再開（保健所の指示による）

放課後児童クラブ**利用児童に感染者が発生した場合**

- ・クラブ内に濃厚接触者がおり、その対象者が特定される間は閉所（2～3日）
- ・対象者が特定された場合、対象外の利用を再開（利用自粛協力をお願いあり）
- ・対象者（陽性、濃厚接触者）は、保健所が指示する間は利用停止（自宅待機等）

利用児童が濃厚接触者となった場合

- ・対象者が特定された場合、対象外の利用を再開（利用自粛協力をお願いあり）
- ・対象者（濃厚接触者）は、保健所が指示する間は利用停止（自宅待機等）

利用児童の家族が濃厚接触者となった場合

- ・当該児童は利用自粛（自宅待機等）とし、検査結果に基づき利用再開（保健所の指示による）

学校が臨時休業となった場合

- ・臨時休業（学校全部閉鎖）の期間は、基本的に閉所
- ・どうしても利用を必要とする児童（陽性者・濃厚接触者を除く）は、学校とクラブで対応（臨時休業・閉所された施設等の一部を利用し、午前は学校、午後はクラブで対応）
- ・学級閉鎖・学年閉鎖の対象児童は利用停止。それ以外の児童は利用可（利用自粛協力をお願いあり）

児童館・支援センター・病後児保育室等

- ・施設の管理・運営が不能となった場合は閉鎖（職員感染や施設消毒等を想定）
- ・陽性者・濃厚接触者の利用自粛（保健所が指示する間）

※ 上記事案が発生した場合は、直ちに「教育委員会子ども課」へ報告すること。（☎43-1514）

※ いずれも、施設職員（従事職員）のほとんどが感染者・濃厚接触者となり再開できない場合や、施設消毒等で受入態勢に期間を要する場合などは、必要に応じて協議・判断する。

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

- 保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）を確認した。
- 危機管理マニュアルを確認し、職員等の役割分担を確認した。
- 施設内の緊急時の連絡体制を確認した。
- 保健所等の相談窓口について、電話番号を掲示するなどして確認した。
- 感染症に備えて、手指消毒液（アルコール等）、施設消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム等）を準備している。
- 児童がよく手を触れる場所の消毒を定期的実施している。
- 健康観察の実施を徹底し、欠席・早退した児童の健康情報を取りまとめ、施設内職員で情報共有している。
- 児童の欠席連絡を家庭から受ける際に、聞き取る情報項目をまとめている。
- 感染児童の兄弟姉妹等の情報を把握している。
- できる限り健康状態の確認（検温等）を自宅で行うよう家庭に伝えている。
- 発熱や咳等の風邪の症状が見られるときは、無理せず自宅で休養するよう家庭に伝えている。
- 日頃から手洗いや咳エチケット等の大切さを教えている。
- 体調が良くないときは、早めに申し出るよう促すとともに、定期的に検温や健康観察をしている。
- 感染症の最新情報（流行地域や感染経路等）を入手することを心がけている。
- 行事の実施を見直すなど、柔軟な対応を心がけている。
- 日頃から、園医（嘱託委）と連絡を取り合うなど、相談体制が構築できている。
- 日頃から施設内職員及び子どもの人権意識を高め、感染症を理由とした偏見や差別が生じないよう配慮した対応を心がけている。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。**共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。**
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家​​庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。**
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- **ご本人は外出を避けて下さい。**
- **ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。**

新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について

STOP！コロナ差別

～差別をなくし 正しい理解を～

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症に対する誤解や偏見、感染への恐れや不安などから、感染された方やそのご家族、職場の関係者や医療従事者等に対する誹謗中傷やいじめ、差別的な対応といった人権侵害が行われ問題となっています。

感染された方を特定する行為や、そのご家族、医療従事者の方々に対する誹謗中傷、不当な嫌がらせや差別的な発言などの卑劣な行為は決して許されるものではありません。

市民の皆様には、SNSやインターネット上の悪質な書き込みやデマ情報、誤った情報に惑わされることなく、公的機関（国、熊本県及び山鹿市）が発信する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

私たち一人ひとりが互いの立場に立ち、思いやりの心を持って、共に支え合いながら、市民一丸となって、この難局を乗り越えていきましょう。



相談窓口
熊本地方務局 山鹿支局
0968-44-2411
熊本県人権センター
096-384-5822